

特定家庭用機器再商品化法[家電リサイクル法]
に対する要望書

全国電機商業組合連合会

〈主旨〉

廃棄物の減量と有効利用を促進し、循環型社会実現を目的とした使用済み家電製品の収集や運搬等新たな仕組みとして平成 10 年 5 月「特定家庭用機器再商品化法」が制定された。

法律では、製造業者、輸入業者、小売業者、消費者がそれぞれ役割を果たし法の目的の達成を促されている。

法律が制定された時点と、その後の社会・経済の変化、また、消費者の意識、家電業界の変化等を見ると、大きく変化し、法律の主旨と現実には歪も生じてきていると思われる。

特に、法律の小売事業者の役割は、業界の商慣習(買換え時に使用済み家電製品の引取を行っている)を基に義務化されている経緯を見たとき、現実には小売事業者本来の事業活動にも大きな影響・負担の増加となっている。

また、家電流通業界は熾烈な価格・シェア競争、チャネルの多様化、販売手法の多様化、シェアの著しい変化等商慣習は大きく変化している。

当連合会は法律の主旨に反論するものではなく、より円滑な法律の運用がなされることを望み要望するものである。

〈要望事項〉

1.指定引取場所の適正な配置について

法律第 29 条で「製造業者等は指定引取場所の設置にあたっては、地理的条件交通事情、自らが製造等した特定家庭用機器の販売状況その他の条件を勘案して、特定家庭用機器廃棄物の再商品化などに必要な行為の能率的な実施及び小売業者、第 32 条第 1 項に規程する指定法人又は市町村による特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への円滑な引渡しが確保されるよう適性に配置しなければならない」と規定されている。

この規程に基づいて製造事業者は配置されたがものと思われるが、法律施行時は A グループ、B グループに分けられた。このため小売事業者(地域電器店)は従来の処理体制(法律以前)よりも、不便さと負担増に大変な苦勞を強いられる結果となった。

この事に関して、当連合会は製造事業者、行政(審議会への要望を含む)に対して改善の施策を強く度重ねて要望した結果、当面 A・B の統一化が平成 21 年度において実施される事になり現在その体制で運用されている。

しかしながら、この統一によって、更に新たな課題と矛盾、小売事業者の負担

が増大すると言う問題が全国各地で発生してきている。

このため、A・B 統一に関する製造事業者との協議の経緯で「2 年後見直し」も合わせ合意しているので、この 2 年後見直しについては、協議課題として提出している「小売事業者の店頭(地域電器店の営業拠点)での引き渡し」の実現頂く様、行政の立場からのご指導をお願いしたい。

2.料金(※リサイクル料金)の前払いについて

料金の請求に関して、小売事業者に対しては法律第 11 条(収集・運搬に関する料金)、第 12 条(リサイクル料金)について規程されている。

また、製造事業者に関しては第 19 条において規定されている。

この規程により、小売事業者は排出者(消費者)から、製造事業者が定めた、リサイクル料金と、プラス小売事業者の収集・運搬料金の徴収業務を行う事になっている。

しかしながら、料金の徴収業務に関して排出者に請求する事に対する抵抗が強くこのため小売事業者は自店の負担において、引渡しを行わなければならない事態ともなっているのが現実である。

なぜ、排出者の抵抗が強いかについては既に審議会などを通じ意見を申し述べてきているが、前回の 5 年見直し検討会では、他の案件が多く法律の改正に係る事項は審議されずに終了しているが、この度の要望は小売事業者にとって非常に深刻な状況になっているため提出する事にしたので、是非検討頂きたい。

排出者の抵抗の強い背景は「①ゴミとして捨てるものに何故費用が必要か、②家電業界(メーカー・量販店)は儲かっているんだからメーカーの費用で負担すればよいではないか、③費用がかかるなら無料回収車に出すから良い」など等であり、排出者のリサイクルに関する理解不足と③の無料回収車の問題が野放しのままになっている事が考えられる。

法律の主旨である「使用済家電製品の再商品化」を進めることに対して、「費用」が伴うことについては十分に理解をするものであり、この費用の求め方を定めた法律に無理があることが、小売事業者を苦しめる結果となっていると、言わざるを得ない。

このため、再提案として、平成 1 年(1989 年)消費税導入と共に廃止された「物品税」を参考に「前払い制」について是非検討頂きたいことを要望する。

製造事業者が言う、コストアップ、製品単価の上昇の論理については、当連合会では製造事業者の企業努力で十分吸収可能であると認識している。

また、税対応、手法に関しては行政間の課題であり、これらの事が課題とす

るとするならば、当初から法律制定の前提条件が安易であったと言わざるを得ないと考えている。

(もし、前払い制について検討した経緯があるならば公表をして頂き、我々地域電器店が納得する説明を頂きたい)

3.家電リサイクル法の円滑な運用のための「環境整備」について

この件についても、先の審議会の中で再三にわたり環境整備と言うことで提案してきているが、十分理解できる結論に至っていないのが現状と思われる。

審議会当時は「買い子」の実態について提案してきているが、昨今は地方行政は現実を実際に見て認識をしている事であるが、「空き地を利用した集積場所」を設置して「無料回収」のノボリを立てた、合法で、社会的認知を得たかのような行為が堂々に行われている。収集した廃家電は「野ざらし」状態になっている。

この行為に「法律の縛りはないものか」全国各地の地域電器店から、当連合会に対して激怒とも取れる意見が多数寄せられている。

各地ではそれぞれ行政に対し要望しているが、地方行政では対応できないとの回答が殆どであり、家電リサイクルの推進にも大きな影響を受けているのが現実となっている。

前2項の「料金の前払い制」への意見もこの実態等も大きく影響している事を認識頂きたい。

この件は、日々地域電器店の営業活動にも影響を及ぼす行為であり、早急に対応頂きたい